

2019年度 「大学コンソーシアム京都 指定調査課題」事業 研究者（研究グループ）募集要項

公益財団法人大学コンソーシアム京都（以下、財団という）では、財団事業の改善・見直しや新規開発・高度化等に資することを目的に、指定調査課題を設定し、専門分野の研究者による調査研究を行っています。

このたび、2019年度の指定調査課題を「第5ステージ（2019-2023年度）における財団の果たすべき役割」を調査研究方針として、下記の2テーマについて、研究者（研究グループ）を募集します。

記

1 指定調査課題

テーマ1

「京都のリカレント教育のあり方と、加盟校および財団における取組の推進について」

<研究テーマの概要>

近年、「働き方改革」や「人生100年時代の到来」等の影響から、職業人や社会人の継続的な学びである「リカレント教育」を充実することが大学への社会的要請ともなっている。

一方、大学においても、国内の18歳人口の減少が進む中、今後の経営を進めるうえで、これまでの「若年層中心」から、その他の年齢層や社会人層に対する高等教育の提供を行う必要がある。

今後、当財団加盟大学・短期大学が、それぞれの特色を活かしたリカレント教育の実施をより積極的に展開していく上で、財団としての支援方針を具体的に策定し、実行していく必要がある。

そこで、リカレント教育の先進事例の調査や、京都ならではのリカレント教育のあり方、展開方法等について研究いただき、京都の大学が近い将来において、各年齢段階や多様な職業での学びの場、または、生涯にわたる学びの場として転換できるよう、当財団におけるリカレント教育の方針や方法等について、ご提言いただきたい。

<求める調査研究の概要>

(1) 具体的な提言の観点

① 京都の特徴的な産業・文化の振興に係るリカレント教育のあり方

伝統産業・地場産業の育成、事業継承課題の改善、新規事業等の促進に係るリカレント教育や、観光・環境保全・健康等、または文化・芸術振興等に係るリカレント教育、その他、京都の産業・文化の特徴を意識したリカレント教育のあり方についての提言を求める。

なお、本課題は京都を対象にしているが、全国での産業振興や企業経営に係る新たな学問的知見の提案となりうる研究的な提言を期待する。

② その具体的な実施方法について

加盟校の持つ特徴を活かした取組（目標や実施方法について）、地域連携（地域、企業、大学等）による取組、財団による取組、また先行的実験的な財団による実施方法等の提言を求める。

(2) プログラム案検討に係る必要な調査・データについて

- ① これまでのリカレント教育の例の調査（加盟校の取組例、全国での事例）
- ② 各大学による履修証明プログラム、通信教育、夜間教育、MBA、資格取得等の実施されているリカレント教育プログラムの促進支援のあり方
- ③ 今後の京都での展開が期待されるリカレント教育、また京都ならではのプログラムのあり方
 - ・ 業界団体と大学との共同プログラム
 - ・ 企業と大学との共同プログラム
 - ・ 業務能力と教養力の違い、業界・ポジション他による能力形成ニーズの違い
 - ・ 年齢層によるプログラムの違い
 - ・ OBOG とリカレント教育
 - ・ e ラーニングによるリカレント教育
 - ・ 学生と社会人との学び合い 他
- ④ 京都、財団で促進するリカレント教育の目標、理念などのポリシーのあり方
- ⑤ 各プログラム案に必要な実施方法のあり方
 - ・ 講座もしくはワークショップ他（形式）、実施曜日・時間、料金等

<調査研究の活用のイメージ>

- ① 京都が培ってきた大学連携による方法で、京都の大学が各年齢層、各種の職業において、生涯にわたる学びの場としての大学へ転換することを促進する理念と方法として活用する。
- ② 上記に基づき各大学の実施を促進する支援を行う。
- ③ 財団でプログラムを開発し実験的に実施することで加盟校への参考になるよう実施する。

テーマ 2

「各種 SD 研修修了生及び受講生の成長追跡調査と今後の体系的な SD 研修のあり方について」

<研究テーマの概要>

当財団の SD 事業では、加盟校における次世代の大学運営を自律的・主体的に担う大学職員の育成を目指すために SD ゼミナールや、管理監督者やそれに準ずる職員を対象とした大学アドミニストレータ研修、大学職員共同研修や SD ワークショップを展開し、多くの受講者が自己研鑽を行ってきた。これらの取組は、2017 年 4 月の SD 義務化以前の 2001 年度から全国に先駆けて取り組んできた事業であり、加盟校の大学職員の資質・能力の向上に寄与してきた。

今後、人口減少を伴う急激な少子高齢化、加速するグローバル化、Society5.0 の到来など大学を取り巻く環境は激しく変化する中、大学職員に求められる資質・能力のさらなる向上が期待されている。

現行の各種 SD 研修事業を一層充実した内容とするため、これまで輩出した SD ゼミナールや大学アドミニストレータ研修の修了生をはじめ各種 SD 研修の受講者を対象に、その後の成長を追跡調査し、現行の研修内容がどのように活かされているか、今後どのように活かしたいか等についてその効果を検証していただきたい。

この検証を踏まえたうえで、既存のSDゼミナールの充実や修了生のフォローアップの具体的施策、管理監督者向け研修施策や大学職員として今後求められるスキルや知識の修得のための体系的なSD研修事業のあり方などについて、ご提言いただきたい。

<求める調査研究の概要>

- ① 加盟校の発展に資するため、SDゼミナールや大学アドミニストレータ研修の修了生、各種SD研修事業の受講者を対象に受講した研修がどのように活かされているか、今後どのように活かしたいか等について追跡調査
- ② 各種SD研修事業が一層充実した内容となるよう追跡調査を踏まえ、現行の研修内容についての効果検証
- ③ 既存のSDゼミナールの充実や修了生のフォローアップの具体的施策、管理監督者向け研修施策のあり方
- ④ 今後求められる大学職員として修得すべきスキルや知識の体系的な研修のあり方

<調査研究の活用のイメージ>

- ① SDゼミナールの今後の企画に活用する。
- ② 今後の体系的なSD研修の企画に活用する。
- ③ 加盟校の発展に資するため、追跡調査や効果検証結果をフィードバックし情報共有を図る。

※いずれかのテーマを選択し、ご応募ください。

2 応募資格

次の要件を満たしているものとします。

- ・ 個人又はグループによる調査・研究とします。
- ・ 研究者（グループの場合は、研究代表者）が財団加盟大学・短期大学に所属する専任教職員であることとします。
- ・ 研究者あるいはグループのメンバーは指定調査課題の内容について、高い専門性を有することとします。
- ・ 採択後、研究者（グループの場合は、研究代表者）の所属大学・短期大学と財団間で受託研究契約を締結のうえ、調査研究費の管理は所属大学の担当部署が行うこととします。
- ・ 申請にあたっては、あらかじめ所属大学の担当部署との調整をお願いします。

3 調査研究期間

調査研究期間は、原則として受託研究契約書を交わした日から2020年3月31日までとします。

4 受託研究契約について

正式採択後、指定調査課題を担当する研究者（グループの場合、研究代表者）の所属する大学と財団間で受託研究契約を締結し、調査研究費の管理は、大学担当部署に行っていただきます。

5 調査研究費の概要

(1) 調査研究費の金額

1 件あたりの調査研究費は、150 万円を上限とします（委託経理費用を含む）。ただし、選考の結果、申請額から減額する場合があります。

(2) 調査研究費の使途

充当可能な経費区分及び使途例は次のとおりです。

【経費区分：() は使途例】

- ・旅費交通費（出張に伴う交通費、宿泊費など）
- ・通信運搬費（電話代、郵送料、宅配便など）
- ・諸謝金（研究者自身や共同研究者への謝金を除く）
- ・会議費（会場利用料など）
- ・印刷製本費（アンケート用紙の印刷、チラシ作成費など）
- ・資料費（資料のコピー代、文献購入など）
- ・機材購入費（調査研究を遂行するために必要且つ汎用性の低いもの）
- ・消耗品費（使用期間が1年未満か取得価額が10万円未満のもの。文房具など）
- ・委託費（データ入力作業など）
- ・その他（保険料など）

<ご注意ください>以下は調査研究費の使途として認められません。

- ・飲食費
- ・研究者自身や共同研究者への謝金、手当
- ・パソコン、カメラ等汎用性のあり、長期間使用する機器や部品などの購入。
※なお、機材購入費は、調査研究費総額の3分の1を超えることはできません。

(3) 調査研究費の支払時期

受託研究契約書を交わした日から30日以内に研究者（グループの場合は、研究代表者）の所属する大学が指定する銀行口座に一括で振り込みます。

(4) 調査研究終了時に生じた残金は、返納していただきます。

6 応募手続

(1) 調査研究申請書の入手方法と記載方法

財団ホームページよりダウンロードしてください。

なお、調査研究申請書（以下、申請書という）「3 調査研究計画（2）調査研究内容・手法」については、所定の申請書（4ページ厳守）に加えて、図や写真を用いた別添資料（任意の様式。A4サイズ2ページまで）を付けることができます。

(2) 応募方法

必要事項を記入した所定の申請書（Word版）と、それをPDF版に変換した申請書の合計2種類のファイルを、電子メールに添付して送付してください（捺印不要）。3日以内に受領確認メ

ールを送りますので、返信がない場合は以下までご連絡ください。
なお、郵送及び持参による提出は不可とします。

＜申請書提出先＞
公益財団法人 大学コンソーシアム京都 指定調査課題担当（鈴木、磯谷）
電子メールアドレス：shitei_kadai-ml@consortium.or.jp

(3) 応募期間（メールのみ）

2018年12月13日（木）～2019年2月1日（金）【必着】

7 選考方法

財団の選考委員会にて書類選考（一次審査）を行い、書類選考の通過者に対し、2019年3月6日（水）にプレゼンテーション審査（二次審査、於：キャンパスプラザ京都）を行います（16時00分開始予定）。

なお、プレゼンテーションは、原則、研究者（グループの場合は、研究代表者）に行っていただきます（万が一、研究者又は代表者が出席できない場合は、ご相談ください）。

8 選考の基準

以下の5つの評価要素を基に選考します。

- (1) 指定調査課題の募集内容との合致性
- (2) 計画の精緻度
- (3) 調査研究の独創性
- (4) 調査研究遂行能力及び研究環境の適切性
- (5) 財団への貢献度

9 選考結果の通知

(1) 書類審査

2019年2月中旬に、メールにて通知します。

(2) プレゼンテーション審査

2019年3月中旬に、郵送にて通知します。

10 成果の取扱い

研究の成果は、研究者等に帰属します。ただし、研究事業の結果又はその過程の全部もしくは一部について、発表を行う場合は、財団指定調査課題による調査研究費による成果である旨を明らかにしてください。また、研究者はその成果を財団発行の調査研究成果報告書等財団が成果を取りまとめる出版物等で公表すること、財団とその加盟校が事業に使用することを無償で許諾するものとします。

1.1 その他

- ・本事業は 2019 年度予算による事業につき、財団理事会において本事業に係る予算が成立後、正式採択となります。
- ・1人の研究者（代表者、共同研究者とも）が申請できる研究テーマは1件のみとします。
- ・一度提出された申請書の差し替えはできません。また提出された申請書は返却いたしません。
- ・申請内容に虚偽の記載がある場合は採択を取り消すことがあります。
- ・調査研究が中止あるいは活動不能の時は、調査研究費の一部または全額の返却を求めることがあります。
- ・「中間報告会」（2019年10月～11月を予定）、「成果報告会」（2020年3月を予定）での発表や交流会に参加していただきます。
- ・調査研究期間終了後は、財団が指定する期間内に所定の書式により、調査研究成果報告書と会計報告書を提出していただきます。

1.2 主なスケジュール（予定）

| | |
|---------------------------------|---------------------------|
| 2018年12月13日（木） ～2019年2月1日（金） | 研究者の募集 |
| 2019年2月上旬 | 書類審査 |
| 2月中旬 | 書類審査結果連絡 |
| 3月6日（水） | プレゼンテーション審査（於：キャンパスプラザ京都） |
| 3月中旬 | 採択連絡（予算承認までは仮決定） |
| 4月以降 | 調査研究開始（受託研究契約締結後） |
| 10月または11月 | 中間報告会（於：キャンパスプラザ京都） |
| 2020年3月中旬 | 成果報告会・交流会（於：キャンパスプラザ京都） |
| 2020年3月末 | 調査研究成果報告書提出 |

1.3 お問い合わせ先（9時～17時。ただし、日曜日・月曜日を除く）

公益財団法人 大学コンソーシアム京都 指定調査課題担当（鈴木、磯谷）

T E L : 075-353-9130 F A X : 075-353-9101

E - M A I L : shitei_kadai-ml@consortium.or.jp